

2020年3月3日
神鉄バス株式会社
乗合事業部

新型コロナウイルス感染症に伴う 通学定期券及び通学学期定期券の払戻しの取扱いについて

標記の件、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、文部科学省から全国の小学校、中学校、高等学校及びこれに相当する特別支援学校等の一斉臨時休校の通知が発出されました。

つきましては、お客様から通学定期券及び通学学期定期券の払戻しの申し出があった場合の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、関係機関においては周知願います。

記

1. 取扱対象定期券

休校となった小学校、中学校、高等学校及びこれに相当する学校（特別支援学校・専修学校の高等課程等）の児童・生徒の通学定期券及び通学学期定期券

2. 取扱概要

・運送約款第26条の規定に基づく旅客都合の払戻しとして取り扱う。

・払戻計算式

払戻額 = 定期券発売額 - (基準運賃 × 2 × 使用日数) - 520円 (手数料)

・ただし、払戻しの申出日にかかわらず、2020年2月28日以降の通学先の学校の「最終登校日」を最終使用日とみなして取り扱うことができる。

〔例〕2020年3月2日（月）より休校を開始した学校の通学定期券の払戻しの場合、
最終登校日である2020年2月28日（金）を最終使用日とみなして取り扱う。

3. 取扱開始日

2020年3月3日（火）

※入院等の理由により外出不可の場合は、通用期間終了後の対応も可とする（ただし、発行日の翌日から起算して1年以内に限る）。